『暴力団排除に関わる法規制』

~東京都暴力団排除条例を中心に~

弁護士 濵田 憲孝

暴力団排除に関わる法規制

~東京都暴力団排除条例を中心に~

平成25年 9月 7日 弁護士 濵 田 憲 孝

第1 近時の暴力団情勢

(1) 暴力団とは、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団 的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れのある団体」(暴 力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」とする。) 2条2 項)と定義される。

暴力団のうち、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行う ことを助長するおそれが大きいとして、暴対法に基づき都道府県公安委員会が指 定したものを「指定暴力団」といい(暴対法3条)、平成24年6月1日現在、暴 対法の規定に基づき21団体が指定暴力団として指定されている。

指定暴力団一覧表(21団体)

番号	名 称	主たる事務所の所在地	代表する者		勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田	建市	1都1道2府41県	約15,200人
2	稲 川 会	東京都港区六本木7-8-4	辛	炳圭	1都1道17県	約4,000人
3	住 吉 会	東京都港区赤坂6-4-21	西口	茂男	1都1道1府16県	約5,600人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村	悟	3県	約600人
5	旭 琉 會	沖縄県那覇市辻2-6-19	富永	清	県内	約520人
6	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノロ上る岩滝町176-1	馬場	美次	1道1府	約360人
7	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋	輯	県内	約260人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金	教煥	3県	約160人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡	喜榮	県内	約100人
10	四代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	森田	文靖	2県	約120人
11	道 仁 会	福岡県久留米市京町247-6	小林	哲治	4県	約810人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	告良	博文	県内	約50人
13	双爱会	千葉県市原市潤井戸1343-8	塩島	正則	2県	約220人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊	硰	6県	約160人
15	太 州 会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高	博	県内	約170人
16	八代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	南	與一	府内	約70人
17	極 東 会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹	圭化	1都1道13県	約1,000人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本	博司	府内	約170人
19	松 葉 会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野	義朗	1都1道8県	約1,100人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金	寅純	4県	約270人
21	九州誠道会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴	政浩	1都5県	約350人

(出典:平成24年警察白書 警視庁)

注1:本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」は、平成 24 年 3 月 29 日現在のものを示している。 2:本表の「勢力範囲」、「構成員数」は、平成 23 年末のものを示している。ただし、旭琉會については名称変更公示日(24 年3月 29 日現在)のものを 示している。

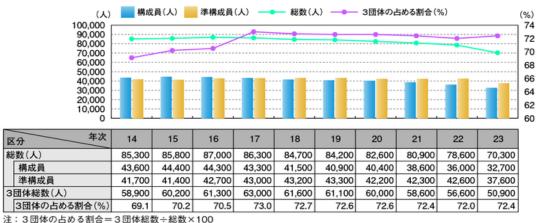
^{3:} 平成 23 年末における全暴力団構成員数(約32,700人)に占める指定暴力団構成員数(約31,300人)の比率は95.7%である。4: 沖縄県公安委員会は、指定暴力団四代目旭琉会が消滅したので、暴力団対策法の規定に基づき、その指定を取り消し、平成24年3月29日、その旨を公示した。また、指定暴力団沖縄旭琉会が名称を「旭琉會」に改めたことから、同日、暴力団対策法の規定に基づき、その旨を公示した。

なお、平成24年に改正された暴対法では、抗争や市民対象暴力を繰り返して 特に危険度の高い九州地方の暴力団の封じ込めを狙ってより規制の強化される対 象として「特定危険指定暴力団」「特定抗争指定暴力団」に関する規定が新設され、 福岡県を本拠地にする五代目工藤會が「特定危険指定暴力団」に、道仁会と九州 誠道会が「特定抗争指定暴力団」に指定されている。

(2) 暴力団構成員及び準構成員(以下「暴力団構成員等」という。)の総数は平成8 年から16年にかけて緩やかに増加してきて、平成17年末時点で約8万630 0人であったが、近年は減少傾向にあるといえ、警視庁組織犯罪対策部「平成2 4年の暴力団情勢」によれば、平成24年末現在の暴力団構成員等の数は6万3 200人となっている。

もっとも、暴力団排除に向けた社会の流れや暴力団排除条例の広がりに伴い暴 力団の活動の密行化が進み、警察では把握できない暴力団員が増加している可能 性も指摘され、暴力団員が自身の属性を否認するケースが特に後述の各地の暴力 団排除条例施行後増えているとの報告がある。

なお、山口組、住吉会及び稲川会の主要三団体の構成員数も平成18年から減 少しているが、総数に占める割合は7割以上に及び寡占化が進行しており、中で も山口組の暴力団構成員等の数は暴力団構成員等の総数の43.8%を占めてい て、依然として一極集中の状態が顕著である。



(出典:平成24年警察白書 警視庁)

(3) 暴力団にとっての伝統的資金獲得犯罪(覚せい剤・恐喝・賭博・ノミ行為)が 現在でも有力な資金獲得活動であるが、社会情勢の変化に応じて暴力団の資金獲 得活動は巧妙化・不透明化しており、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、金 融業、産廃処理業や証券取引といった各種の事業活動へ進出して、企業活動を仮 装したり共生者を利用するなどして、一般社会での資金獲得活動を活発化させて いる。

もっとも、九州地方では暴力団との関係遮断を図る企業や市民が拳銃や手りゅう弾で襲われたり、五代目工藤會を専門に捜査する北九州地区暴力団犯罪捜査課の元警部が銃撃されるなど凶悪事件も未だ発生している状況にある。

このような状況を改善すべく、暴対法改正や全国各地での暴力団排除条例の制定により規制取締が強化され一定の効果を上げている反面、資金活動が行えなくなった暴力団の犯罪の地下組織化も懸念されており、特に東京都暴力団排除条例施行後においてはその傾向が強まっている可能性が高い。

第2 暴力団排除に関わる法規制等

1 暴対法以前

暴対法施行以前における暴力団排除に関わる法規制としては、刑法等の一般の 刑罰法規の他、集団的犯罪行為を対象とした「暴力行為等処罰ニ関スル法律」な どが存在したが、暴力団の資金獲得活動の多様化・巧妙化や暴力団同士の抗争激 化によるによる一般市民への影響が拡大する中、昭和60年代になると、暴力団 対策の強化が求める世論が高まっていった。

2 暴対法

そうした世論の高まりを受け、我が国において、初めて法律上暴力団を反社会的団体と位置づけ、これに対する法規制を正面から行ったのが、平成4年3月1日に施行された暴対法(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)である。

同法は、上記のような世論の高まりを受け、平成3年、「暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護すること」を目的として、暴対法が制定・施行されている。

暴対法の規制内容としては、対立抗争時の事務所使用制限や、従来の一般的刑 罰法規には触れない程度の軽微な類型の暴力的要求行為等に対する中止命令等の 行政的措置を行うことを可能とした点等に最大の特徴があった。

以降暴対法は、数度の改正を重ね、暴力団による暴力的要求行為等を広く規制する内容となっており、近時の平成24年改正では、特定抗争指定暴力団等の規定の追加(暴対法15条の2~4)、指定暴力団の不当要求に対する規制の強化及びその防止措置の導入(暴対法9条10号、12号、15~18号)、適格団体に

よる組事務所使用差止請求制度の導入(暴対法32条の3~14)、罰則の強化(暴対法47~52条)がなされ、暴力団の不当要求等に対する規制・取締の強化が図られている。

3 暴力団排除条例の制定

(1) 政府指針

暴対法は、平成4年3月1日の施行以降、数度の改正を重ねて規制が強化されていたが、他方で、暴力団は合法的な経済活動を装って利益を上げる等、資金獲得活動を巧妙化、不透明化させ、その活動を活発化させるようになっていった。

そうした暴力団等の反社会的勢力の資金源を封殺すべく、政府より、平成19年6月19日、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下「政府指針」という。)が、犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせの形で公表され、企業においては、「反社会的勢力との一切の関係遮断」の実現が求められることとなった。

政府指針の背景には、企業が暴力団等の反社会的勢力と関わりを持つことで、 その資金獲得活動に寄与することが社会的に許されないという社会の共通認識 があり、暴力団等の反社会的勢力による資金獲得活動の巧妙化、不透明化が著 しいことから、暴力団等の反社会的勢力の資金源を封圧すべく策定されたもの で、政府指針により、企業における暴力団排除は、「不当要求の排除」から「一 切の関係遮断」を求められるに至っている。

政府指針公表後、大企業を中心に、コンプライアンスポリシーとして「一切の関係遮断」が宣言されるようになり、各業界団体においても、暴力団等の反社会的勢力との「一切の遮断」を実現すべく、暴力団排除条項の盛り込まれた契約書や約款の雛形が作成されるなどの各種取組みが進んだ。

他方で、指針には法的拘束力がないことや、指針が求める「一切の関係遮断」 の範囲が必ずしも明らかではないことなどから、中小企業を中心に指針を受け た暴力団排除の取組みが十分には進まないという状況も生じていた。

(2) 暴力団排除条例

上記のような状況下において、5つの指定暴力団が本拠を置き、特に、工藤会による一般市民を対象とした凶悪犯罪、道仁会と九州誠道会との抗争事件が相次ぎ、市民生活が危機に晒され、暴力団による被害を受けた企業が県外に撤退したり、県内への進出を見合わせるなど、地域経済へも深刻な影響を与える状況にあった福岡県において、平成22年4月1日、暴力団を排除するための総合的な取組みを進めるために暴力団排除条例が施行(平成21年10月13日制定)されたのを皮切りに、暴力団排除条例は全国に広がり、僅か1年半後の平成23年10月1日に東京都と沖縄県で暴排条例が施行されたことをもって、全国47都道府県において暴力団排除条例が施行されるに至っている。

暴力団排除条例は、条例という法的拘束力を有していることに加え、東京都条例を例にすれば、「利益供与」(24条)、「助長取引」(18、24条)といった排除の対象を明確にするとともに、「勧告」(27条)、「公表」(29条)、「命令」(30条)、罰則(33条)が定められるなど、違反行為に対する制裁も具体的に定められており、暴力団排除を実効的なものにする機能を有する内容となっている。

第3 東京都暴力団排除条例

1 東京都暴力団排除条例制定の理由と概要

暴力団は、企業活動の形態をとり水面下で巧みに経済活動の様々な分野に浸透し、資金獲得活動を行っているが、その背景には、企業(共生者)が、積極的に暴力団の威力、資金力等の影響力を利用するなどして、暴力団と「持ちつ持たれつ」の関係を持っている。また、一方で、取引相手が暴力団関係者であることを知らずに取引関係を深めてしまった場合や、取引相手が暴力団関係者であることを知りつつ取引を止めるまでの決断に至っていない場合等も多いと考えられる。

こうした事業活動における事業者と暴力団の関係が、結果として暴力団の資金 獲得活動を助長していることは明らかであり、事業者による暴力団の活動を助長 し又は組織の運営に資する取引(利益供与)を幅広く規制することが、暴力団の 勢力拡大を阻むためには不可欠と考えられているとともに、消極的にではあるが 暴力団関係者と取引関係を有するに至ってしまった上記のような企業の立場から すれば、暴排条例は関係遮断のツールとしての意義を有し、これを積極的に利用 していくことが期待される。

暴排条例は、かかる目的から、事業者との関係では、

- ①「共生者」や暴力団との関係遮断のための規制に従わない事業者については、 行政命令等一定の措置を設けることによりこれらの抑止を図る。
- ②暴力団関係者との取引を自主的に拒否する意思を有する事業者に対しては、 保護措置や情報提供による援助を行う。
- ③取引相手が暴力団関係者であることを知らずに取引関係を深めてしまった場合や、取引相手が暴力団関係者であることを知りつつ取引を止めるまでの決断に至っていない場合に対しては、暴力団排除条例の施行を契機に暴力団関係者との取引を自主的に拒否することを促す規定(勧告前に自主的に事実報告等を行うことで条例の適用を除外する場合-都条例28条)を設けて自主的な関係遮断を促す。
- こと等を主な内容として制定された。

2 東京都暴排条例の条文構造

総則	条例の目的(1条)、 定義規定(2条)、 基本理念(3条)、適用上の注意(4条)
基本的施策等	都の責務(5条)、都の行政暴排対応指針の策定(6条)、広報・啓発(8条)、 青少年の教育等に対する支援(10条)、区市町村との協力(11条)、 暴力団からの離脱促進(12条)、都の事務事業に係る暴排措置(7条)、 都民等に対する支援(9条)、請求の援助(13条)、保護措置(14条)
都民等の 責務	都民等の責務(15条)、青少年に対する措置(16条)、 祭礼等における措置(17条) 事業者の契約時における措置(18条) 不動産の譲渡等における措置(19条) 不動産の譲渡等の代理又は媒介における措置(20条)
禁止措置	妨害行為の禁止(21条)、暴力団事務所の開設及び運営の禁止(22条)、 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止(23条)、 事業者の規制対象者に対する利益供与の禁止等(24条) 他人の名義利用の禁止等(25条)
違反者に対 する措置等	報告及び立入り(26条)、勧告(27条)、適用除外(28条)、公表(29条)、命令(30条)
雑 則	委任(31条)、公安委員会の事務の委任(32条)
罰則	罰則(33条)、両罰規定(34条)

3 事業者の規制対象者等に対する利益供与の禁止等(都条例24条)

- 第24条 事業者は、その行う事業に関し、規制対象者が次の各号のいずれかに該当する行為を行うこと又は行ったことの対償として、当該規制対象者又は当該規制対象者が指定した者に対して、利益供与をしてはならない。
 - 一 暴力的不法行為等
 - 二 当該規制対象者が暴力団員である場合において、当該規制対象者の所属する暴力団の威力 を示して行う法第九条各号に掲げる行為
 - 三 暴力団員が当該暴力団員の所属する暴力団の威力を示して行う法第九条各号に掲げる行為を行っている現場に立ち会い、当該行為を助ける行為
- 2 規制対象者は、事業者が前項の規定に違反することとなることの情を知って、当該事業者から利益供与を受け、又は当該事業者に当該規制対象者が指定した者に対する利益供与をさせてはならない。
- 3 事業者は、第一項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることの情を知って、規制対象者又は規制対象者が指定した者に対して、利益供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合には、この限りでない。
- 4 規制対象者は、事業者が前項の規定に違反することとなることの情を知って、当該事業者から利益供与を受け、又は当該事業者に当該規制対象者が指定した者に対する利益供与をさせてはならない。

(1) 都条例24条1項、2項

都条例24条1項は、事業者が行う事業に関して暴力団の威力を利用すること 等の対価として利益供与をすることを禁止し、2項はこれを受け取る側の受領を 禁止する。

ア 「規制対象者」(2条5号)

「規制対象者」とは、都条例24条において、事業者による利益供与を禁止する対象として規定されている者で、「暴力団員」のほか、例えば、「暴対法に基づく中止命令等を受けた日か3年が経過していない者」や、24条1項の規定に違反する利益供与をして「勧告」を受けたにもかかわらず、さらに同種の利益供与をして「公表」をされた事業者など、正に「暴力団ともちつもたれつの関係にある者」がこれに当たるとされる(2条5号イ~チ)。

イ 「利益供与」

本条にいう「利益供与」とは、金品その他財産上の利益を与えることをいい、 事業者が商品を販売し、相手方がそれに見合った適正な料金を支払うような場合であっても該当するが、規制対象としては、暴力団の威力を利用することの 対償として行われる場合に限定される。

(2) 都条例24条3項、4項

都条例24条3項は、事業者が暴力団の活動ないし運営に資することとなる ことを知って規制対象者等に対して利益を供与することを、同4項は、規制対 象者側が同3項に違反した事業者から利益供与受けることを禁止する。

したがって、事業者が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知らなかった場合や、提供した利益によって暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することにならない場合については、同条項で規制される「利益供与」には、該当しないことになる。

また、24条3項では、但書により、「法令上の義務又は情を知らないでした 契約に係る義務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合」には免責 されるものとしている。

(3) 行政処分等との関係

24条1項違反又は3項違反が疑われた場合、公安委員会による調査等が行われ(26条)、違反の事実が認められた場合は、これを中止し改めるよう勧告がなされる(27条)。

ただし、24条3項違反の事実がある場合でも、公安委員会へ、勧告前に、 事実報告や資料提出とともに、将来にわたって違反行為を行わない旨の書面(誓 約書)を提出した場合は、勧告対象から免責されることが規定されている(2 8条)。

4 事業者の契約時における措置について(都条例18条)

- 第18条 事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合には、次に掲げる内容の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。
 - 一 当該事業に係る契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが 判明した場合には、当該事業者は催告することなく当該事業に係る契約を解除することがで きること。
 - 二 工事における事業に係る契約の相手方と下請負人との契約等当該事業に係る契約に関連する契約(以下この条において「関連契約」という。)の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができること。
 - 三 前号の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、当該事業に係る契約の相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約を解除することができること。
 - (1) 契約関係者の属性確認努力義務(18条1項)

本条項は、暴力団の資金獲得活動の排除という趣旨から、事業者に契約関係者についての属性確認を努力義務として課すものであり、「暴力団関係者でないことの確認」方法としては、契約の相手方に、「暴力団関係者でない旨の誓約書」を差し入れさせることや、契約条項に「暴力団関係者でない旨の表明確約条項」を盛り込むことが提唱されている。

なお、暴力団の資金獲得活動の排除という趣旨から、「その行う事業に係る契約」については、広く企業がその事業に伴って行う全ての契約が含まれるものとされ、「その他関係者」についても、条文に例示列挙されている者と同様に実質的に契約に影響を及ぼす者を広く含むものとされる(立会人等)。

(2) 契約書面への暴力団排除条項導入努力義務(18条2項)

本条項も同様の趣旨から、暴力団関係者の関与が事後的に判明した場合に、 契約を解除等できる旨を定めた契約条項(暴排条項)の導入を、事業者の努力 義務として課すものでる。

なお、2項各号においては、1項と異なり、「その他の関係者」は含まれていない。

5 具体的適用事例

(1) 暴力団排除条例の全国の適用状況

ア 平成23年の状況 勧告62件、指導5件、中止命令2件、検挙3件

イ 平成24年の状況 勧告68件、指導3件、中止命令6件、検挙3件

(2) 東京都での適用状況

ア概要

東京都においては、暴排条例施行後6件の勧告、1件の中止命令を実施(平成25年6月現在)。

イ 具体的適用例

- ①造園業者が、極東会傘下組織が資金源としている観葉植物リース業務を代行し、その縄張内の飲食店等における植物の交換や代金回収をするなどして、同組織に利益供与していたことに関して、同造園業者と同組織の責任者の幹部に対し、勧告を実施(平成23年12月)
- ②中華料理店の経営者が、稲川会と松葉会の親睦が行われることを認識したうえで、会場として店舗を提供し飲食代金100万円を受け取ったことに関し、各会会長及び同経営者に対し、勧告を実施(平成24年5月)
- ③不動産業業者の管理する有料駐車場について、住吉会傘下組織幹部が、無償で利用をしていたことに関し、同幹部に対し、勧告を実施(同不動産会社については、自主申告により勧告を免除)(平成24年6月)
- ④飲食店の玄関マットのレンタル業者が、極東会傘下組織幹部の依頼により、新宿区の飲食店約30店に足ふき用マットをレンタルし、同組幹部が飲食店から通常のレンタル価格の10倍にあたる月1万円のレンタル料を徴収し、うち通常のレンタル価格に相当する月1000円が同業者に支払われていたことに関し、同幹部と同業者に対し、勧告を実施(平成24年8月)
- ⑤クレジットカード会社と正規に加盟店契約している飲食店(暴力団が実質的に経営を支配) の売上伝票を風俗店に持ち込み、クレジットカード利用を希望する風俗店の古顧客について同顧客の了解の下15%の手数料を上乗せして決済することで、同飲食店がクレジットカード会社の手数料を差し引いた分の手数料収益を得ていたことに関し、同飲食店を実質的にしていた暴力団組長及び同風俗店の責任者に対し、勧告を実施(平成24年12月)
- ⑥焼鳥店を舞台に、暴力団員の仕切りの下ノミ行為が行われていたことに関して、同暴力団員と同暴力団員に場所を提供していた同店店主に対し、勧告を実施(平成25年3月)
- ⑦山口組系組幹部が、暴力団排除宣言をした足立区内の飲食店で、暴力団組員の利用を断わった同店店長に対し、「俺は迷惑をかけてねえだろう」などと威迫して暴力団員の利用拒絶を妨害したことに関し、同組幹部に対し、中止命令を実施(平成25年5月)

6 具体的適用事例を踏まえての留意点

(1) 都条例24条関連

利益供与の禁止等に関する適用事例をみてみると、対価を伴う継続的取引事例も少なくなく(東京都事例①④⑤等)、これらの事例においては事業者側にも経済的メリットがあるものと認められるが、他方、暴力団関係者との取引を継続することは、暴排条例に基づく勧告にとどまらず、①各種免許・許認可の取消し(銀行法27条、保険業法133条、宅地建物取引業法66条、建設業法

29条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律7条の4等参照)、②金融・証券取引からの排除、③公共事業からの排除、④マスコミリスク等、企業存続の危機をもたらす多大なリスクをもたらすものであり、一定の経済的損失を伴う場合であっても、暴力団関係者との取引遮断は最優先されなければならない。

(2) 都条例18条関連

平成19年6月19日付けで政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」以降、各種業界において契約書・約定書等の契約書面に「暴排条項」を導入する取り組みが進められてきているが、特に銀行業界における「銀行取引約定書や当座勘定規定」において、平成23年6月、元暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者)が「暴排条項」の対象に加えられたことが注目されている。

暴力団からの破門・脱退偽装への有効な対応策となるものであり、このよう な条項が未導入の場合は、検討に値するだろう。